

公立大学法人大阪市立大学知的財産取扱規程

第1条 この規程は、公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）における知的財産の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規程において、知的財産とは、法人の教職員が知的創造の結果生み出した知的創作物のうち、財産としての価値を持つものであって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権の対象となる発明、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権の対象となる考案及び意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権の対象となる意匠の創作（以下「発明等」という。）
- (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権の対象となる回路配置の創作
- (3) 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権の対象となる品種の育成
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）の対象となる著作物の創作（プログラム及びデータベースに限る。）
- (5) ノウハウ（技術情報のうち秘匿することが可能なものであってかつ財産的価値のあるものをいう。）
- (6) 前各号に含まれない有体物

2 この規程において、職務発明とは、法人の教職員が創作した発明等であって、当該発明等を創作するに至った行為が法人における教職員の過去又は現在の職務に属するものをいう。

第3条 法人の研究費を使用して行う研究等又は法人が管理する施設等を利用して行う研究等に基づき、教職員が創出した知的財産に関する権利等（以下「権利等」という。）については、この規程に基づき、法人に帰属する。ただし、特別の事情があると理事長が認めるときは、発明等を行った教職員（以下「発明者」という。）に権利等を返還することができる。

第4条 教職員と公立大学法人大阪市立大学以外の法人及び組合並びに個人（以下「民間企業等」という。）との共同研究に基づく権利等については、当該共同研究契約等に記載された持分割合に従って法人に帰属する。ただし、特別の事情があると理事長が認めるときは、発明者に権利等を返還することができる。また、法人の持分は相当の対価で当該共同研究を行う民間企業等に譲渡できるものとする。

第5条 国からの資金による研究又は民間企業等からの受託研究に基づく権利等については、当該研究契約等に記載された持分割合に従って法人に帰属する。ただし、特別の事情があると理事長が認めるときは、発明者に権利等を返還することができる。また、法人の持分は相当の対価で国又は当該研究を受託した民間企業等に譲渡できる

ものとする。

第6条 教職員は、その勤務に関して発明等を行ったときは、所属する部局の長を経由して速やかに理事長に書面で届け出るものとする。

2 理事長は、発明等の届出を受理したときは、当該発明者にその旨を書面で通知する。

第7条 理事長は、前条第1項の届出があったときは、第17条に定める発明委員会を召集して、当該発明等が職務発明に該当するか否かを認定し、職務発明に該当すると認定した場合において、当該発明等に係る特許権、実用新案権、意匠権その他の権利（以下「特許権等」という。）の法人への承継の当否、及び承継する場合において、法人が承継する特許権等の持分割合を決定する。

2 理事長は、当該発明等に関する前項の認定及び決定が行なわれたときは、当該発明者に本人が所属する部局の長を経由して速やかに書面で通知する。

第8条 法人が当該職務発明に係る特許権等を承継することの当否の判断は次によるものとする。

- (1) 職務との関連性
- (2) 特許等の成立の可能性
- (3) 産業上の利用の可能性
- (4) 承継時の法人の特許に係る経営的戦略
- (5) 大学発ベンチャー企業等の創出の可能性

第9条 理事長は、第7条第1項の規定により職務発明に係る特許権等を法人が承継すると決定したときは、出願等（特許出願その他知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続きを行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 発明者は、理事長が当該職務発明に係る特許権等を法人が承継すると決定したときは、譲渡証書を理事長に提出しなければならない。

3 法人は、第1項の出願等及び権利化の手續に際して、当該発明者に必要な協力を求めることができる。

4 法人が承継しないと決定した職務発明に係る特許権等は、発明者に返還する。

第10条 発明者からの届出による発明等について、発明委員会が職務発明に該当しないと認定した場合であって、発明者から当該発明に係る特許権等を法人に譲渡する申し出があったときは、理事長は、発明委員会の意見を徴したうえで、当該特許権等の承継の当否を決定しなければならない。

2 第7条第2項及び前条の規定は、前項の場合に準用する。

第11条 発明者は、第7条第2項の規定に基づき、職務発明でない又は職務発明であるがその特許権等を法人が承継しない旨の通知を受けた後でなければ、自ら出願等をし、又は発明等に係る特許権等を第三者に譲渡してはならない。

第12条 出願等の前に当該発明等を論文等で発表しようとする発明者は、発表等の時期、方法等について、理事長との調整に応じなければならない。

第13条 法人は、法人が承継した特許権等について、当該発明者に補償金を支払う。

2 前項の補償金の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出願等の際に支払う出願補償金
- (2) 特許権等の登録時に支払う登録補償金
- (3) 特許権等の実施により法人が収入を得た場合の実施補償金
- (4) 特許権等の譲渡により法人が得た場合に支払う譲渡補償金

3 前項の補償金の額及び配分比率は、別表のとおりとする。

第14条 前条の補償金を受ける権利を有する発明者が2名以上あるときは、それぞれの持ち分に応じて支払う。

第15条 発明者が退職等により法人の教職員の身分を失った場合においても、第13条に規定する補償金を支払い又は支払う権利を有するものとして取り扱うものとする。

第16条 発明者は、第7条第2項の規定により通知された内容に異議があるときは、通知を受けた日から30日以内に理事長に対し書面で異議を申し立てることができる。

2 理事長は、異議の申立てがあつたときは、発明委員会の意見を徴したうえで、異議申立ての当否を決定しなければならない。

3 理事長が前項の決定をしたときは、当該発明者等及び発明委員会に書面で通知しなければならない。

第17条 法人に発明委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の知的財産に係る方針や課題の審議
- (2) 本学の知的財産に係る動向の評価
- (3) 第7条第1項に規定する職務発明の認定、発明等に係る特許権等の法人への承継の当否及び承継する特許権等の持分割合並びに第10条第1項に規定する特許権等の法人への承継の当否に関する審議
- (4) 前条に規定する発明者の異議申立てに関する意見の具申
- (5) 本学が承継した特許権等に係る審査請求の当否、権利の維持又は放棄、権利の譲渡又は譲受等の審議
- (6) 前5号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項の審議

3 委員会は、発明小委員会（以下「小委員会」という。）を組織し、前項第3号、第4号及び第5号の審議を小委員会に行わせることができる。

第18条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 産学連携・知財担当理事
- (2) 研究担当副学長
- (3) 産学連携・知財担当理事が委嘱する学内外の有識者若干名

2 委員会に委員長を置き、産学連携・知財担当理事をもって充てる。

- 3 委員会に副委員長を置き、研究担当副学長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 5 委員長は、意見聴取のために必要に応じて、発明者その他当該発明等に係る分野の有識者を委員会及び第 20 条に規定する小委員会に出席させ意見を徴することができる。

第19条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は委員長が決するところによる。
- 4 委員会が適時開催できないときは、委員長の判断により委員会の開催を略し、審議事項を明記した文書を各委員に送付することにより意見を聴取し、第 17 条第 2 項に規定する業務を行うことができる。
- 5 委員長及び委員は、自己に関する事項については、議事に加わることができない。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでない。
- 6 委員会の事務は、大学運営本部研究支援課が行う。

第 20 条 第 17 条第 3 項の規定に基づき小委員会を組織する場合、委員会のもとに、小委員会を置く。

- 2 小委員会は、第 17 条第 3 項の規定に基づく審議を行った場合、委員会にその審議結果を報告するものとする。
- 3 小委員会は、委員会の委員長及び委員が委嘱する学内外の有識者若干名をもって構成する。

第21条 法人における知的財産の創出支援及びこれに係る権利等の取得、管理及び活用に係る実施体制その他必要な事項については、別に定める。

第22条 教職員は、創作したプログラム等（著作権法第 2 条第 1 項第10号の 2 に規定するプログラム著作物及び同項10号の 3 に規定するデータベースの著作物をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに理事長に書面で届け出なければならない。

- (1) 有償又は無償を問わず法人の教職員及び学生以外に利用させる場合
 - (2) 財産的価値が顕在化した場合
 - (3) プログラム等の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する著作権及び外国における上記各権利に相当する権利をいう。以下同じ。）に対し侵害の疑惑が生じた場合
 - (4) その他著作権が必要と認められる場合
- 2 発明等に係る特許権等に関する第 6 条から第16条までの規定は、著作権の取扱いについて準用する。

第23条 教職員は、創作した回路配置が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに理事長に書面で届け出なければならない。

- (1) 有償又は無償を問わず法人の教職員及び学生以外に利用させる場合
- (2) 財産的価値が顕在化した場合
- (3) その他必要と認める場合

2 発明等に係る特許権等に関する第6条から第16条までの規定は、回路配置利用権の取扱いについて準用する。

第24条 教職員が育成した種苗品種が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに理事長に書面で届け出なければならない。

- (1) 有償又は無償を問わず法人の教職員及び学生以外に利用させる場合
- (2) 財産的価値が顕在化した場合
- (3) その他必要と認める場合

2 発明等に係る特許権等に関する第6条から第16条までの規定は、育成者権の取扱いについて準用する。

第25条 教職員は、ノウハウを案出したときは、そのノウハウを厳重に秘匿・管理するとともに、案出したノウハウが次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに理事長に書面で届け出なければならない。

- (1) 有償又は無償を問わず法人の教職員及び学生以外に利用させる場合
- (2) 財産的価値が顕在化した場合
- (3) その他必要と認める場合

第26条 有体物を外部に提供しようとする場合又は有体物の提供を外部から受けようとする場合は、提供し又は提供を受けようとする教職員は、理事長に書面で届け出るものとする。

第27条 発明者、発明委員会、小委員会及び知的財産に係る関係者は、その創出した、又は取り扱う知的財産に関し、その存在、技術的内容、関連する経営的情報等について、次に掲げるものを除き、他にこれを漏えいし又は提供してはならない。法人の教職員の身分を失った場合も同様とする。

- (1) 秘密情報を知り得た時点で既に公知となっている知的財産
- (2) 秘密情報を知り得た後、特許庁による特許公開のほか、第三者の公表により、又はその関係者による権限なき開示によらない他の方法その他その関係者の責めに帰することができない事由により公知となった知的財産
- (3) 秘密情報を知り得た時点で既にその関係者の所有に属するもので、書面によりこれを証明できる知的財産
- (4) 独立した何らかの法的拘束を受けていない第三者によってその関係者に知らされた知的財産。ただし、その情報が、当該第三者によって直接又は間接に発明者、発明委員会、小委員会又は知的財産に係る関係者から得られたものでない知的財産

- (5) 知り得た秘密情報に基づかないで、その関係者において独自に開発した情報で、これを書面で証明できる知的財産
- (6) 裁判所の命令又は法律の規定に基づきその関係者に対して開示が強制された知的財産
- (7) 法人が特に開示を許諾した知的財産

第28条 この規程の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 6 月 20 日から施行する。
(公立大学法人大阪市立大学教職員職務発明取扱規程の廃止)
- 2 公立大学法人大阪市立大学教職員職務発明取扱規程は、廃止する。
(大阪市立大学寄附講座及び寄附研究部門規程の一部改正)
- 3 大阪市立大学寄附講座及び寄附研究部門規程の一部を次のように改正する。
第 16 条中「公立大学法人大阪市立大学教職員職務発明規則」を「公立大学法人大阪市立大学知的財産取扱規程」に改める。
(大阪市立大学共同研究規程の一部改正)
- 4 大阪市立大学共同研究規程の一部を次のように改正する。
第 14 条中「発明に係る特許を受ける権利及び特許権の帰属等」を「発明等に係る特許を受ける権利、特許権等の帰属等」に、「公立大学法人大阪市立大学教職員職務発明規則」を「公立大学法人大阪市立大学知的財産取扱規程」に改める。
第 15 条を削り、第 16 条を第 15 条とする。

附 則 (平成 20 年 2 月 1 日規程第 8 号)

この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 9 月 30 日規程第 115 号)

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

出願時補償額	登録時補償額	活用収益補償比率
5,000 円	10,000 円	発明者 1/2、発明者が所属する部局 1/4、法人 1/4

備考 発明者が複数の場合、発明等への貢献度により按分する。